

「パートナーシップ構築宣言」

あおぞら銀行（以下、当行）は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

あおぞら銀行グループは、金融のプロフェッショナルとして「新たな金融の付加価値を創造し、社会の発展に貢献する」ことをミッションとし、「時代の変化に機動的に対応し、常に信頼され親しまれるスペシャリティー高い金融グループであり続ける」ことをビジョンとして掲げ、社会・お客さま・株主・役職員のすべてのステークホルダーに貢献することで、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を目指します。

当行は、サプライヤーと共に持続可能な社会の発展に貢献していくため、環境方針、人権方針、外部調達方針を定めており、環境・社会に配慮した責任ある調達への取り組みを行ってまいります。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

- ✓ あおぞら銀行グループが強みを発揮する3つの場面、「育てる」・「変わる」・「再生する」において、お客さまの事業と資産を「育て」、お客さまの事業構造や環境対応が「変わる」を支援し、お客さまの事業とアセットを「再生」していきます。

d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

- ✓ お客さまの環境・社会・ガバナンスに関する取り組みをより一層支援するため、「あおぞら ESG 支援フレームワーク」を策定しています。
- ✓ 「あおぞら ESG 支援フレームワーク」の構成は、サステナブルファイナンスとしての整合性評価を付した「あおぞら ESG フレームワークローン」と、お客さまの環境・社会・ガバナンスに関する課題解決のためのコンサルティングサービス等により構成されています。
- ✓ 本フレームワークのもと、当行グループは、主に中堅・中小企業のお客さまの課題解決支援を通じて、わが国のサステナブルな発展の裾野を拡大するために積極的に貢献しています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当行は、経済的価値と社会的価値の創出に向けた長期的な経営目標として、「あおぞらサステナビリティ目標」を策定し、持続可能な環境・社会の実現に取り組んでいます。

2024年6月26日

株式会社あおぞら銀行

代表取締役社長 大見 秀人

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。